

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第 1 1 条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第 7 5 条の 7 第 1 項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第 8 2 条の 2 第 1 項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第 4 章の規定による保険給付、第 7 6 条第 1 項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前 2 項に定める協議会は、前 2 項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第 1 項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項及び第 2 項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

松戸市国民健康保険条例（抜粋）

（本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の定数）

第2条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「国民健康保険運営協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

松戸市国民健康保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）第3条の規定により、松戸市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱等)

第2条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員は、辞任しようとするときは、その理由を市長に届け出て、承認を得なければならない。

3 市長は、協議会の委員が欠けたときは、速やかに補欠委員を委嘱する。

(会長及び会長代理)

第3条 協議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

3 会長及び会長代理の任期は、委員として在任する期間とする。

4 会長又は会長代理は、辞職しようとするときは、協議会の承認を得なければならない。

5 会長は、会議の議長として議事を整理し、協議会の事務を統括し、協議会を代表する。

6 会長代理は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

(協議会の運営)

第4条 協議会は、国民健康保険事業の運営に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、必要あるときは、市長に建議する。

2 前項に定める諮問があるときは、協議会は、その都度会議を開き、速やかにこれについて市長に答申しなければならない。

(会議の招集)

第5条 協議会は、会長がこれを招集する。

2 委員の3分の1以上から協議会の招集の請求があつたときは、会長は、その請求の日から10日以内に協議会を招集しなければならない。

3 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

(会議の成立)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の要求)

第8条 協議会は、必要な資料の提出を市長に求めることができる。

(会議録の作成)

第9条 会長は、協議会の議事について、次の各号に定める事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 招集日時及び会議場所
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 議題及びその審議の経過
- (4) その他会長又は協議会において必要と認める事項

2 会議録には、会長が署名しなければならない。

3 会長は、会議録の写しを添えて会議の結果を市長に報告するものとする。

(市長等の出席)

第10条 協議会は、必要と認めるときは、市長及び関係職員の出席を求め、意見を徴することができる。

(公印)

第 1 1 条 会長の公印の名称、規格、書体、使用区分、管理者、個数及び印影は、次の表のとおりとする。

名称	規格ミリメートル	書体	使用区分	管理者	個数	印影
国民健康保険運営協議会会長印	方 2 5	古印書	国民健康保険運営協議会会長名をもつてする文書	国保年金課長	1	松戸市国保運営協議会会長印

(補則)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 3 月 3 0 日松戸市規則第 1 5 号)

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 3 0 日松戸市規則第 2 9 号)

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 8 日松戸市規則第 1 2 号)

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 3 1 日松戸市規則第 4 2 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。